

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第4区分

【発行日】令和4年2月2日(2022.2.2)

【国際公開番号】WO2020/170000

【出願番号】特願2021-501113(P2021-501113)

【国際特許分類】

H02M 7/48(2007.01)

H05K 7/20(2006.01)

【F I】

10

H 0 2 M 7 / 4 8 Z

H 0 5 K 7 / 2 0 N

【手続補正書】

【提出日】令和2年2月13日(2020.2.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

入力電力を直流電力または交流電力に変換する電力変換回路と、
絶縁性材料で構成され、前記電力変換回路が載置される樹脂製のベース部材と、
前記ベース部材との間に前記電力変換回路を収容するカバー部材と、
前記ベース部材の内部に設けられ、前記電力変換回路を冷却するための冷媒を流通させる
冷媒流路と、
前記ベース部材に設けられ、前記冷媒流路内を流通する前記冷媒の温度を検出する温度センサと、を備え、

前記温度センサは、少なくともサーミスタを含む導電部材を有し、
前記導電部材は、前記ベース部材において前記電力変換回路が載置された面から突出して
形成された樹脂壁で囲われる、
電力変換装置。

【請求項2】

請求項1に記載の電力変換装置において、
前記樹脂壁は、前記温度センサの一部であって前記導電部材を収容する筐体部として構成
され、
前記筐体部は、樹脂製の前記ベース部材に一体形成される、
電力変換装置。

【請求項3】

40

請求項2に記載の電力変換装置において、
前記筐体部は、前記冷媒流路内に突出する突出部を有し、
前記サーミスタは、前記突出部に収容される、
電力変換装置。

【請求項4】

請求項1に記載の電力変換装置において、
前記導電部材は、前記サーミスタを収容する金属筐体部を含み、
前記温度センサは、前記ベース部材に載置された状態で、前記金属筐体部の一部が前記ベ
ース部材を貫通して前記冷媒流路内に突出するように構成される、
電力変換装置。

50

【請求項 5】

請求項 1 から 4 のいずれかに記載の電力変換装置において、
前記温度センサは、前記ベース部材の内部に設けられた前記冷媒流路において、前記電力
変換回路が配置される位置の上流に配置される、
電力変換装置。

10

20

30

40

50